

藤枝市立図書館雑誌スポンサー制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤枝市立図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するために収集する雑誌について、雑誌スポンサー制度を実施し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、雑誌スポンサー（この要綱の規定に基づき雑誌を提供する者をいう。以下同じ。）が図書館に雑誌を提供し、図書館が当該雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に雑誌スポンサーの広告を掲示した上で、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(要件)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、図書館に1年以上継続して雑誌を提供することができる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、年度途中からの提供については当該年度を1年とする。

- (1) 民間企業又は事業を営む者若しくはその組織する団体
- (2) 前号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当であると藤枝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- (4) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の決定、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の決定又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）の規定による破産手続き開始の決定を受けた者
 - (6) 法令、市の条例又は規則に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育委員会が認める者
- （雑誌スポンサーの申込み）

第 4 条 雑誌スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから図書館に提供する雑誌を選定し、藤枝市立図書館雑誌スポンサー申込書（第 1 号様式）に掲示する広告案等を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

（広告案の審査及び決定）

第 5 条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、当該広告案について、藤枝市広告掲載要綱（平成 22 年藤枝市告示第 204 号）第 5 条に規定する藤枝市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付するものとする。ただし、過去に掲示の決定を受けた広告と同一内容による申込みについては、審査に付さないことができる。

2 教育委員会は、前項の審査を経た申込みについて、適当と認めるときは、申込みをした者を雑誌スポンサーとして決定し、藤枝市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（雑誌の提供）

第 6 条 雑誌スポンサーは、選定した雑誌を刊行後遅滞なく、教育委員会が別に指定する方法により、図書館に提供するものとする。

2 雑誌スポンサーから提供された雑誌は、図書館が収集した他の資料と同様の扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、廃刊その他の理由により選定した雑誌を図書館に提供することができなくなるおそれがあるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

（雑誌スポンサーの責務）

第 7 条 雑誌スポンサーは、掲示された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告掲示の権利を譲渡してはならない。
- 3 雑誌スポンサーは、広告の掲示により苦情及び損害等が発生した場合には、速やかにその解決又は賠償に当たらなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、広告の掲示の方法及び日程等について教育委員会と協議の上、その指示に従わなければならない。

(変更広告案の審査及び決定)

第8条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間内に広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ広告内容変更承認申請書（第3号様式）に新たに掲示する広告案を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該広告案について審査委員会の審査に付するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の審査を経た申請について、適当と認めるときは、広告内容の変更を承認し、広告内容変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(雑誌の提供の中止の申出)

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間内において雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3か月前までに教育委員会に申し出なければならない。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による雑誌提供の中止の申出があったとき。
- (2) 雑誌スポンサーが第3条第2項各号に該当することが明らかとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該決定を取り消す必要があると認められるとき。

- 2 前項の規定によって生じた損害については、教育委員会は、その責を負わない。ただし、教育委員会の都合による場合は、この限りでない。

(広告の作成)

第11条 別に指定する広告の作成にかかる費用は、雑誌スポンサーの負担によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。